

台湾向けに輸出される食品に関する証明書発行要領(香川県)

(趣旨)

第1 台湾における日本食品の輸入規制強化に対応するため、香川県で産出され日本から輸出する食品の証明書の発行を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象となる食品)

第2 証明書の発行は日本から台湾に輸出する食品(香川県で産出され日本から発送される食品(直接又は加工後に食されることを意図した製品とし、酒類を除く))を対象とする。

(発行内容)

第3 以下の(1)又は(2)のいずれかの内容を証明する。

(1)香川県内で収穫・漁獲された農水産物であること。

(2)香川県内で最終加工された加工品であること。

(申請手続き)

第4 証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(7)に掲げる書類を揃え香川県農政水産部長あてに申請する。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した(別記様式4)の委任状を提出するものとする。

(1)輸出食品に関する証明申請書(別記様式1)

(2)台湾への原産地証明書(別記様式2)

(3)第3の(1)に該当する場合は、その内容を証明することができる書類(例 輸出事業者への納品書、市場調達等であれば出荷伝票等)

(4)第3の(2)に該当する場合は、その内容を証明することができる書類(例 製造記録の写し、仕入伝票等)

(5)加工食品については、主原料の産地を確認できる書類(「加工食品の製造と主原料の農水産物の確認」(別記様式3)等)

(6)台湾への原産地証明書記載事項を確認することができる書類(例 インボイス(送り状)等)

(7)証明書の郵送を希望する場合は、送付先を明記し、切手を貼付した返信用封筒

2 香川県農政水産部長は、前項の書類を確認・審査し、(別記様式2)に署名・押印することにより、証明書を発行する。

(申請書類提出先)

第5 申請書類の提出先は、香川県農政水産部 農業生産流通課、又は水産課とする。

(補 則)

第6 この要領に定めるもののほか、証明書の発行に関し必要が生じた場合には、別に定めこととする。

附 則

この要領は、平成27年5月28日より施行する。

この要領は、令和3年9月1日より施行する。